



パレスチナ問題について

220781191秋野颯太



はじめに

ア) 2023年10月7日ハマスがイスラエルに奇襲攻撃

それに対しイスラエルが報復攻撃→ガザ住民を大量に虐殺→2025年12月死者7万人

はじめに

イ) 脆弱な停戦合意 (2025.10)

a) 合意の内容と限界

i) 人質交換 →ハマス側20人に対し、パレスチナ人1,900人以上を釈放

はじめに

ii) 占領の継続

→イスラエル軍は規定ラインまで後退、ガザの53%
を実効支配

→完全撤退の基準が不明確
駐留の長期化が懸念

はじめに

b) 停戦中に攻撃的な「先制攻撃」戦略

i) 第2戦線の連動

→停戦中もレバノン（ヒズボラ）への攻撃を
継続

ii) リスク

→ガザへの戦闘再開の可能性有

はじめに

ウ) トランプ主導の安保理決議 (2025.11)

a) 新たな統治枠組みの承認

i) 国連安保理決議

→中露が棄権、米国の和平計画を賛成多数で採択（法的拘束力有）

はじめに

ii) 組織体制 (~2027年末)

- ・ 平和評議会： トランプ大統領がトップとして監督
- ・ 國際安定化部隊 (ISF)： 治安維持とハマスの武装解除を担当

はじめに

b) 実効性の欠如

- i) 米国の姿勢 → 自国軍のISF派遣を否定（各国からの協力取り付けも難航）
- ii) 当事者の反発

はじめに

ウ) 現場の現実：暴力の継続 (2025.12)

a) 被害

→停戦後の2ヶ月間で死者300人以上、負傷者約1,000人が発生

はじめに

b) 「冬」という新たな暴力

i) インフラ崩壊と気候

→豪雨による浸水と汚水の流出、感染症の爆発的拡大

ii) 飢餓の深刻化
急性栄養不良に

→5歳未満の約9,300人が

はじめに

c) 結論

→ガザ住民にとって戦争は継続
「飢え・寒さ・病」との戦いへ

第1章 イスラエル建国までのパレスチナ

第1節 パレスチナ概要



- ア) 位置：西アジアに位置する国
- イ) 自治政府所在地：ラッマラ（西岸地区）
- ウ) 人口：約548万人 西岸地区：約352万人 ガザ地区：約222万人

第1節 パレスチナ概要

- エ) 公用語: アラビア語
- オ) 宗教: イスラム教スンナ派 (97%)、その他

第1節 パレスチナ概要

力) 4つの主要な地理的地域:

- a) 地中海沿岸平野: 人口が密集, 平野部
- b) 中央丘陵地帯: 北のガリラヤから南のユダヤに丘陵
- c) グレートリフトバレー (大地溝帯) : 地球上で最も低い死海が位置
- d) ネゲブ砂漠: 国南部の乾燥地帯

第1節 パレスチナ概要

キ) 主要河川: ヨルダン川（ガリラヤ湖から死海へ南下）

ク) 植生: 針葉樹や柑橘類の植林

中央丘陵には地中海性の植物

ネゲブ砂漠には乾燥に強い植物

第1節 パレスチナ概要

ケ) 気候の特徴

a) 気候区分: 地中海性気候

b) 特有の気象現象:

i) カディーム: 夏に発生、東風

ii) シャブラ: 季節の変換点に発生、異常な高温と乾燥

第1節 パレスチナ概要

iii) シロッコ風（ハマーシーン）

春から初夏に発生、砂塵と熱風、農作物に被害

コ) 水不足が課題

a) 1964年に完成した国営排水網で一元管理

第2節 19世紀以降のパレスチナ

ア) オスマン帝国の統治

a) 軍事的要衝: オスマントルコのアラブ地域支配の
重要拠点

b) 中央集権化: パレスチナ地域が細分化、行政
単位の再編と中央集権の推進

第2節 19世紀以降のパレスチナ

イ) 社会状況と権力構造の変化

a) 不安定な社会→地方の治安悪化と衛生悪化

→人口の丘陵部への集中

b) 有力者の衰退→オスマン帝国の改革の影響

第2節 19世紀以降のパレスチナ

c) 「名望家」の台頭

→商人や地主が主体の新階層の出現

→オスマン帝国の徵税代行による富の蓄積

→民兵雇用特権の獲得と地方政府要職への就任

第2節 19世紀以降のパレスチナ

ウ) 土地所有と権力強化

a) 土地法の制定:

→1858年「土地法」によって土地私有の承認と名望家へ土地集中

b) パレスチナの名望家

i) 宗教的、軍事的、経済的基盤の三つの権力者に大別

ii) 特にエルサレムへの権威の名門家の集中

第2節 19世紀以降のパレスチナ

c)シオニスト会議で「ナショナルホーム」建設方針の明確化

d)移民の促進

→土地確保によりユダヤ人移民の急増

→イシューヴ（ユダヤ人コミュニティ）の形成

第2節 19世紀以降のパレスチナ

エ) シオニズム運動の台頭

a)背景→19世紀後半、欧洲での反ユダヤ主義への対抗

b)目的→ユダヤ人の解放とパレスチナへの帰還、ユダヤ人国家の建設

第3節 二度の大戦とイスラエル建国

- ア) 第一次世界大戦とイギリスの三枚舌外交
 - 背景→イギリスからアラブ、フランス、シオニストへの三者三様の矛盾した約束
 - i)アラブへの約束（フサイン＝マクマホン協定）
 - ii)フランスとの約束（サイクス＝ピコ協定）
 - iii)シオニストへの約束（バルフォア宣言）

第3節 二度の大戦とイスラエル建国

イ) イギリス委任統治の始まり

a) 1920年から委任統治の開始

b) 対立の激化

→統治者イギリス、シオニスト、先住パレスチナ・アラブ

の三者間で激しい対立

c) 深刻な土地問題:

- シオニストによる計画的な土地購入
- アラブ人農民の不満の高まり

第3節 二度の大戦とイスラエル建国

ウ) ナチス・ドイツの台頭とユダヤ人移民の急増

a)背景: ナチス・ドイツの反ユダヤ政策推進による欧洲からのユダヤ人移民の急増

b)ハアヴァラ協定(1933): ナチスとシオニストの利害一致

第3節 二度の大戦とイスラエル建国

エ) ホロコーストとアメリカのシオニズム支持

a) ホロコーストの影響 → アメリカ世論による
ユダヤ人国家建設への強い支持

b) ビルトモア会議 (1942)

→ シオニストによる「パレスチナにユダヤ人国
家を建設」という目標の明確化

第3節 二度の大戦とイスラエル建国

オ) 国連分割決議とイスラエル建国

a)イギリスの統治終焉→1947年、イギリスかパレスチナ問題の国連への委任

b)国連分割決議 (1947.11.29)

i)パレスチナをアラブ国家とユダヤ国家に分割する案の採択

c)イスラエル建国 (1948.5.14)

→イギリス統治終了の日のイスラエル独立宣言

第2章 四回にわたる中東戦争

第1節 第一次中東戦争と第二次中東戦争

ア) 第一次中東戦争の勃発 (1948-1949)

a) 原因: イスラエル建国宣言よりアラブ諸国の反発と侵攻

b) 戦況: イスラエルの反撃とアラブ諸国の連携不足

c) 結果: イスラエルによる国連分割案以上の領土確保

第1節 第一次中東戦争と第二次中東戦争

イ) パレスチナへの決定的影响

a) 土地の完全分割

b) 深刻な難民問題の発生

→ 約90万人のパレスチナ難民の流出

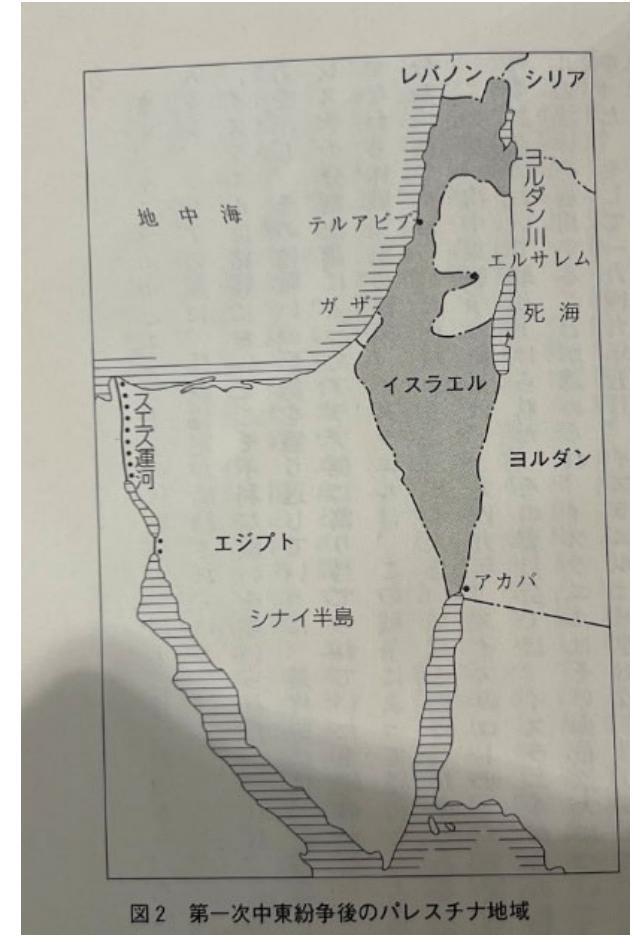


図2 第一次中東紛争後のパレスチナ地域

第1節 第一次中東戦争と第二次中東戦争

- ア) アラブ民族主義の高まり
 - a)ナセルの革命 (1952)
 - b)スエズ運河国有化 (1956)

第1節 第一次中東戦争と第二次中東戦争

イ) 第二次中東戦争（スエズ戦争）の勃発
(1956)

- a) 英仏とイスラエルの利害一致。協力関係に
- b) シナイ半島侵攻
- c) 米ソの圧力によって英仏イスラエルの軍事行動の失敗

第1節 第一次中東戦争と第二次中東戦争

ウ) パレスチナ問題への影響

a)ナセルの英雄化

b)イスラエルの行動原理

エ) アラブ民族主義とイスラエルの軍事力優先主義という対立構造の深化

第2節 第三次中東戦争とヨルダン内戦

ア) 第三次中東戦争（六日戦争）の勃発（1967年）

　a)背景: イスラエルの軍事力強化とパレスチナ解放機構（PLO）のゲリラ活動の活発化

第2節 第三次中東戦争とヨルダン内戦

b)結果:

- i)イスラエルの奇襲によるアラブ側の壊滅的敗北
- ii)イスラエルによるヨルダン川西岸、ガザ地区、ゴラン高原、シナイ半島の占領
- iii)40万人以上の新たなパレスチナ難民の発生

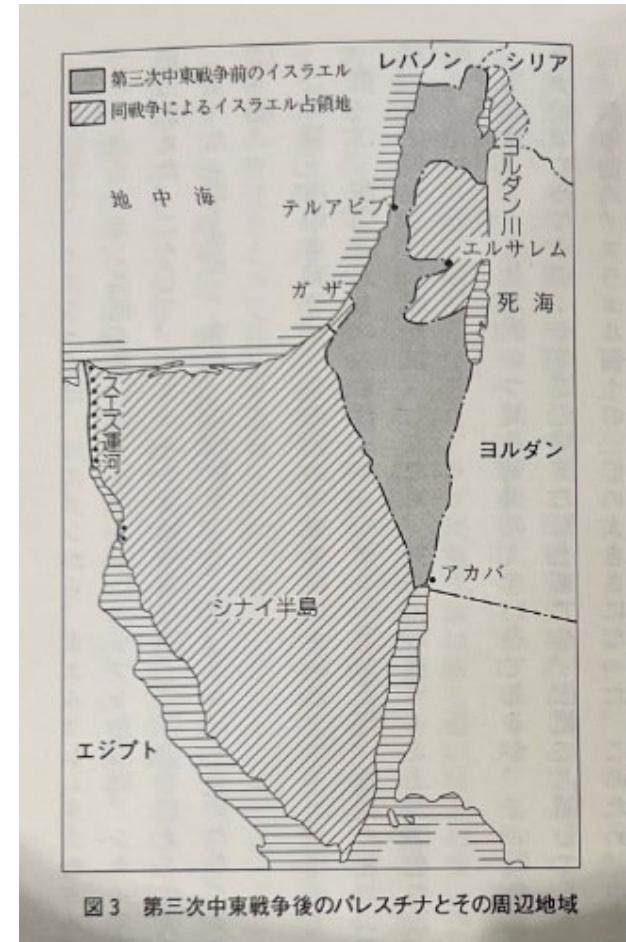


図3 第三次中東戦争後のパレスチナとその周辺地域

第2節 第三次中東戦争とヨルダン内戦

イ) 第三次中東戦争後

a)アラブの権威失墜:

b) PLOの路線転換

i)過激派が台頭

ii) 「ファタハ」のヤセル・アラファト
の議長就任

第2節 第三次中東戦争とヨルダン内戦

ウ)ヨルダンにおけるPLOの活動

a)ヨルダンを拠点化

b)フセイン国王の権威への脅威的存在

第2節 第三次中東戦争とヨルダン内戦

エ) ヨルダン内戦「ブラック・セプテンバー（黒い九月）」(1970年)

　a) ヨルダン国王による国内PLOの武力追放決意

　b) 結果

　　i) PLOの壊滅的打撃とヨルダンからの追放

　　ii) 活動拠点のレバノンへの移動

第3節 第四次中東戦争とレバノン内戦

ア) 第四次中東戦争の勃発 (1973年)

　a)開戦→エジプト・シリアによるイスラエルへの奇襲攻撃

　b)石油戦略→アラブ石油輸出国機構(OAPEC)による石油禁輸措置の発動

　c)結果→半月後国連で停戦が決定

第3節 第四次中東戦争とレバノン内戦

イ) PLOの外交

a)アラブ世界の承認:

→PLOの「パレスチナ人の唯一の合法的代表」*としての公式承認

b)国連での演説(1974年)

c)国際的連帯

→1977年、国連による「パレスチナ人民連帯国際デー」の制定

第3節 第四次中東戦争とレバノン内戦

ウ) PLOの内部対立

- a)主流派（アラファト議長）→西岸・ガザ地区での独立国家樹立という現実路線
- b)反主流派（PFLPなど）→全土解放のための武装闘争継続の主張と「拒否戦線」の結成
- c)結果→ PLOの内部分裂と深刻な亀裂

第3節 第四次中東戦争とレバノン内戦

エ) レバノン内戦(1975年~)

a) レバノン国内の宗派間対立とキリスト教
マロン派右派勢力との衝突

b) 戦闘の泥沼化

c) 土地の日 (1976年)

第三章：和平プロセスの停滞と試み

第1節:第一次インティファーダとオス 口合意

ア) 第一次インティファーダ勃発の経緯と特徴

 a) きっかけ: ガザ地区での交通事故による
パレスチナ人4名の死亡 (1987)

 b) 展開: 抗議デモからパレスチナ全土の民
衆蜂起「インティファーダ」へ

 c) 手法: 非武装市民による投石、火炎瓶、
ストライキ、納税拒否

第1節:第一次インティファーダとオスロ合意

イ) 指導体制と組織化

a) 統一指導部

- i) 構成: 系主要4党派（ファタハ、PFLP、DFLP、共産党）
- ii) 戦術: 匿名性とリーフレットによる行動指令
- iii) 目標: PLO支持と独立国家建設（二国家解決）

第1節:第一次インティファーダとオスロ合意

b) イスラム抵抗運動「ハマス」

- i) 設立: ガザ地区を拠点に蜂起直後に宣言
- ii) 目標: パレスチナ「全土解放」(PL0路線と対立)

c) 「人民委員会」

→住民による互助組織（教育、医療、治安維持）、納税拒否運動の展開

第1節 第一次インティファーダとオス 口合意

d) イスラエルの対応

- i) 「鉄拳政策」による弾圧（発砲、行政拘禁、指導者暗殺）
- ii) 国際的な非難（弾圧映像の拡散）

第1節:第一次インティファーダとオスロ合意

- ウ) 外交的成果と「パレスチナ独立宣言」
- a) ヨルダンの措置: 西岸地区切り離し宣言
(1988. 7)
→PL0が「唯一の代表」としての地位を確立

第1節:第一次インティファーダとオスロ合意

c) パレスチナ独立宣言：アルジェリアでの採択と国連での決議242号受諾表明（1988. 11）

* 決議242号：イスラエルはパレスチナに占領地を返却、パレスチナはイスラエルの存在を承認

第1節:第一次インティファーダとオスロ合意

オ) PL0の存亡の危機 (1990年代初頭)

a) 湾岸危機 (1990) の影響

→PL0がイラク)支持を表明し裏目に

b) 制裁と孤立

i) 湾岸諸国からの資金援助途絶

ii) パレスチナ人労働者の追放

→深刻な財政難と外交的孤立へ

第1節:第一次インティファーダとオスロ合意

力) オスロ合意の成立 (1993年)

a) 秘密交渉

→ノルウェー仲介によるイスラエルとの直接交渉

i) なぜ秘密交渉か

→当時、イスラエル法でPL0との接触は禁止（テロ組織指定）、公には不可能

第1節:第一次インティファーダとオスロ合意

b) 「オスロ合意（暫定自治政府編成に関する原則宣言）」 →ホワイトハウスにて調印

第1節:第一次インティファーダとオス 口合意

c) 双方の狙いと成果

- i) イスラエル: PL0による国家承認の獲得
 - ii) PL0: 「パレスチナ人の代表」としての承認
(組織の生き残り)
- d) 合意内容 →西岸・ガザ地区の一部での暫定
自治開始

第1節:第一次インティファーダと オスロ合意

- ク) 合意の限界とインティファーダの終焉
 - a) 核心的課題（最終的地位交渉）の先送り
 - i) エルサレムの帰属、難民の帰還、ユダヤ人入植地の撤去

第1節:第一次インティファーダとオスロ合意

- b) パレスチナ社会の分断 →オスロ合意を「成果」のPLO主流派と、「降伏」のハマス等の対立激化
- c) 運動の終結 →統一戦線は崩壊、独立国家樹立なきまま幕引き

第2節:第二次インティファーダ

ア) 和平交渉の裏と表 (1990年代半ば)

a) 真の解決への模索 (裏舞台)

i) イスラエルとPLOのストックホルムでの極秘接触 (1995)

→難民・エルサレム問題を含む「最終地位交渉」案の作成

ii) 挫折 →イスラエルのラビン首相暗殺により、合意案は幻に

第2節:第二次インティファー

b) カイロ合意と自治政府発足（表舞台）

- i) 内容: 「ガザ地区とエリコ地区に関する合意（カイロ合意）」(1994年) → ガザ地区と西岸エリコ地区で「先行自治」を開始
→ この合意により「パレスチナ自治政府 (PA)」が発足

第2節:第二次インティファーダ

ii) 権限の制限: 外交権の所在

→自治政府には外交権無し、引き続きPLOが保持

第2節:第二次インティファーダ

iii) イスラエルの狙い: 「セーフ・ガード（安全装置）」

→全パレスチナ人を代表PLOを交渉相手として拘束

→将来の合意が「パレスチナ人全体の総意」を担保

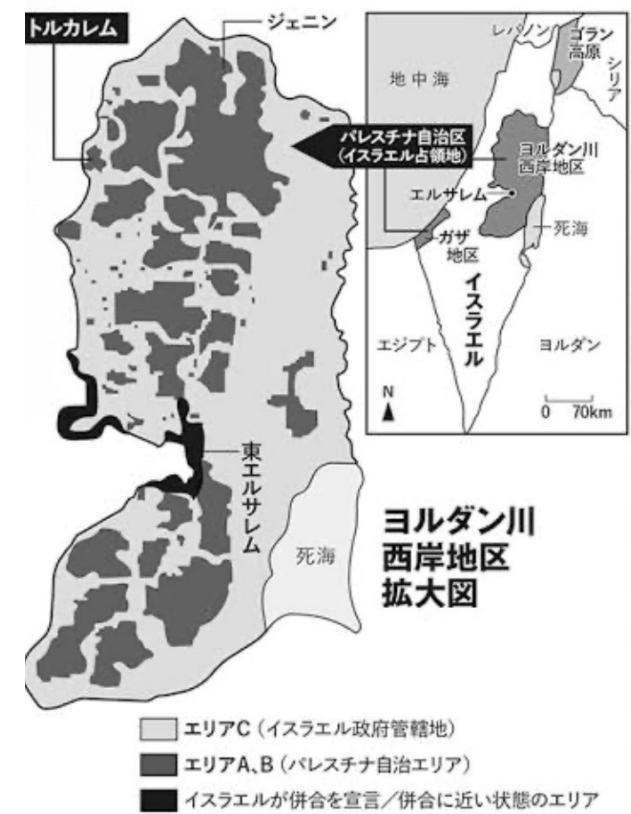
第2節:第二次インティファーダ

イ) オスロ合意Ⅱと現実の厳しさ
(1995年以降)

a) 複雑な地区分け (A・B・C地区)

i) A地区: パレスチナ側の権限

ii) B・C地区: イスラエルが治安・行政を掌握



第2節:第二次インティファーダ

b) 「収容所列島」化

- i) 現状: 広大な占領地の「海」に、居住区が孤立して点在
- ii) 逆説的結果: 占領時代よりも移動の自由が制限、分断が深刻化

第2節:第二次インティファーダ

i) イスラエル（ネタニヤフ政権）：「容疑者の追跡権」要求など自治の形骸化

* 容疑者の追跡権

→イスラエル軍がテロ容疑者拘束のため、パレスチナ自治政府の管轄区域（A地区等）へ侵入、そして追跡・逮捕可能な権利

第2節:第二次インティファーダ

- ii) パレスチナ（アラファト）:複数の治安組織を互いに監視・対立→「分割統治」で、権力を独占
- ウ) キャンプ・デービッド会談の決裂（2000年7月）
- a) 開催の背景
 - i) 暫定自治期間（5年）の終了目前
 - ii) 米・イスラエル・パレスチナ三首脳による最終地位交渉への挑戦

第2節:第二次インティファーダ

b) 交渉の失敗

i) 原因: イスラエル案がパレスチナの主権・尊厳を無視

→東エルサレムの完全な主権や、難民帰還権を未承認の提案

ii) 影響: 米・イスラエルが責任をアラファトに転嫁、政治的に弱体化

第2節:第二次インティファーダ

c) オスロ・プロセスの破綻

→交渉枠組みが「占領の固定化装置」に

→市民は平和の配当無しで終了

第2節:第二次インティファーダ

エ) 第二次（アルアクサ）インティファーダの勃発

a) きっかけ (2000.9)

→シャロン（リクード党首）による聖地ハラム・シャリーフへの挑発的訪問

第2節:第二次インティファーダ

b) 第一次との違い：武装闘争化

i) 第一次: 投石主体の非武装抵抗

ii) 第二次: 自治警察や武装組織による火器・爆弾の使用

第2節:第二次インティファー

c) 統制不能な暴力

- i) 世代間対立: ファタハ若手が旧世代（アラファトら）の停戦命令を拒否
- ii) 結果: 現場の暴力を制御不能、停戦合意は無力化

第3節 ロードマップの挫折とオスロ・プロセスの機能不全

- ア) 9.11テロと「対テロ戦争」の波紋 (2001年)
 - a) シャロン首相 (イスラエル) の論理転換
 - i) 主張: 「対ハマス」と「対アルカイダ」の同一視
→イスラエルの戦いを米国の「対テロ戦争」と同列化

第3節 ロードマップの挫折とオスロ・プロセスの機能不全

*アルカイダ→イスラム過激派テロ組織。9.11テロの首謀組織

ii) 影響: インティファーダの「テロリズム」化
→占領への「抵抗運動」という正当性の否定

第3節 ロードマップの挫折とオスロ・プロセスの機能不全

b) アラファト議長の孤立と失脚

i) 米国の黙認: アラファトを「テロ支援者」と断定

ii) 物理的排除: ラッマラ議長府の包囲・破壊と軟禁→権威失墜

第3節 ロードマップの挫折とオスロ・プロセスの機能不全

イ) ブッシュ米政権の二面的な中東政策 (2002年)

a) 国家樹立への支持

i) 背景: アフガン・イラク攻撃にアラブ諸国の協力確保

ii) 行動: 国連安保理での国家樹立容認決議の主導

第3節 ロードマップの挫折とオスロ・プロセスの機能不全

b) 「アラファト排除」の方針（ムチ）

i) 明確な拒絶：「国家樹立は支持、アラファト個人はNG」

ii) 要求：和平パートナーとしての指導体制刷新
「アラファト除外」の強要

第3節 ロードマップの挫折とオスロ・プロセスの機能不全

新和平案「ロードマップ」の提示と挫折(2003年)

a) 米国の介入と政治改革

- i) 提案: 段階的な国家樹立までの工程表「ロードマップ」
- ii) 条件: アラファトの権限縮小と首相職の設置

第3節 ロードマップの挫折とオスロ・プロセスの機能不全

- b) アッバース首相（初代）の試みと失敗
 - i) 就任: オスロ合意署名者として選出
 - ii) 方針: 武装闘争停止宣
 - iii) 辞任: アラファトとの暗闘（治安権限掌握の対立）や米支援不足により4ヶ月で退陣

第3節 ロードマップの挫折とオスロ・プロセスの機能不全

c) オスロ・プロセスの機能不全

i) 後任の首相の失墜

ii) 結末: 指導層内部の亀裂と暴力の連鎖によるプロセスの無力化

第4章：現在までのパレスチナ問題

第1節 ハマスの台頭

- ア) ポスト・アラファト体制の始動 (2004年~)
 - a) アラファト議長の死去 (2004.11)
→後継アッバース議長による国際協調路線の追求

第1節 ハマスの台頭

b) カイロ合意 (2005.3)

i) 内容：主要な合意内容: 2つの柱

1→対イスラエル攻撃を当面停止し、第2次インティファーダを事実上収束

2. PLOの活性化とハマスの政治参加

第1節 ハマスの台頭

- ii) 意義: 戰略的大転換
- →ハマスが「武力闘争一辺倒」から「政治プロセス参加」へ、歴史的転換点
- イ) パレスチナ評議会 (PLC) 選挙の衝撃 (2006年)
 - a) ハマスの圧勝
 - i) 結果：過半数獲得による政権交代
 - ii) 勝因：長期間の占領とPLOの汚職に対する民衆の批判

第1節 ハマスの台頭

b) 国際社会の拒絶と制裁

i) 理由：ハマスによる「イスラエルの生存権承認」
拒否

→承認は「歴史的土の放棄」と「難民帰還権の否定」と同義

第1節 ハマスの台頭

ii) 制裁：「税還付」凍結と援助停止による財政危機

税還付→イスラエルが、パレスチナへの輸入品の関税等を代行徴収し送金という制度

影響：財政のひっ迫→自治政府の歳入の約6割

第1節 ハマスの台頭

c) 内部対立の激化

→治安権限を所持のファタハと新政権ハマス
の武力衝突

第1節 ハマスの台頭

- ウ) 一方的な境界画定へ政策転換（2000年初頭～）
 - a) ヨルダン川西岸地区：分離壁の建設
 - i) 名目：自爆テロ防止（治安上の理由）
 - ii) 実態：入植地の取り込みと将来の国境画定（政治的意図）
 - iii) 国際法上の評価：国際司法裁判所 (ICJ) が違法と決定、撤去を勧告

第1節 ハマスの台頭

- b) ガザ地区：入植地からの全面撤退（2005年）
 - i) 理由：維持コスト増大と人口バランスの観点
 - ii) 結果：38年間の占領が形式上終了、その後の治安は悪化

第1節 ハマスの台頭

エ) 「二重政権」の誕生 (2007年)

a) メッカ合意の挫折 →サウジアラビア仲介による統一政府樹立も、相互不信により崩壊

b) ガザ地区の武力制圧 (2007.6)

i) 展開：ハマスがPLO治安部隊を排除、実効支配

ii) 結果：ガザ（ハマス）と西岸（自治政府）の完全分裂

第1節 ハマスの台頭

c) イスラエルによる「完全封鎖」
→移動・物流の厳格な管理による住民への「集団懲罰」

第1節 ハマスの台頭

エ) 和平交渉の空転とガザ侵攻 (2008年)

a) アナポリス会議と最終地位交渉

i) オルメルト首相（イスラエル）の提案：「土地の交換」と難民の限定受け入れ

ii) 交渉決裂：核心的課題（東エルサレム・国境）での溝と、オルメルトの辞任

第1節 ハマスの台頭

b) ガザ侵攻「キャスト・レッド作戦」(2008.12)

i) 勅発の経緯:

ハマス: 停戦期限切れによりイスラエル南部へのロケット弾発射を再開

イスラエル: 自衛権を名目とし、ガザ地区への大規模空爆と地上侵攻を開始

ii) 展開: イスラエル軍が警察署・インフラを徹底破壊し、戦車部隊で侵攻

第1節 ハマスの台頭

iii) 被害: 甚大な犠牲と格差

→パレスチナ側: 死者1,300名以上（多数の民間人・子供も）

◦→イスラエル側: 死者13名という圧倒的な被害の不均衡

iv) 意義: 「暴力による管理」の常態化

→オスロ合意による平和共存への期待が完全に消滅

第2節 2009年以降のパレスチナ

ア) オバマ政権下の停滞と多国間主義 (2009年～2016年)

　a) 和平交渉の頓挫とオバマの限界

　　i) 入植地凍結の失敗 → ネタニヤフ首相の抵抗により、わずか10ヶ月で入植地建設再開

第2節 2009年以降のパレスチナ

ii) 暴力の現状維持

→2012年「防衛の柱作戦」（ガザ攻撃）による現状固定化

→パレスチナ側: 1週間の空爆で170名以上が犠牲に

→エジプト仲介による停戦 →ハマスは「生存」を勝利とし、イスラエルは「抑止力回復」を主張。根本解決とは遠い

第2節 2009年以降のパレスチナ

- b) パレスチナの戦略転換：「多国間路線」
- i) 国連「オブザーバー国家」への格上げ (2012年)

定義: 国連総会での議決権はないが、「國家」並みの資格で会議に参加可能な地位

→国際刑事裁判所 (ICC)への加盟権獲得（戦争犯罪の追及が可能に）

第2節 2009年以降のパレスチナ

c) ガザ戦争と「アラブの春」の影

i) 「ビーチ難民キャンプ合意」(2014.4)

→ファタハ・ハマスの統一政府樹立合意（イスラエルは反発）

ii) ガザ大規模侵攻「境界防衛作戦」(2014夏)

→死者2,200名以上、インフラ壊滅による人道危機

第2節 2009年以降のパレスチナ

iii) 国連安保理決議2334号 (2016.12)

→米国の棄権により入植地非難決議が採択、しかし実効性は皆無

イ) トランプ政権

a) 「公平な仲介者」の放棄

i) エルサレム首都認定と大使館移転 (2017-18年)

→国際合意無視、パレスチナ側の猛反発と関係断絶

第2節 2009年以降のパレスチナ

ii) ガザでの虐殺

→大使館移転当日の抗議デモに対し、イスラエル軍が発砲（60人以上死亡）

b) 経済的な「兵糧攻め」

i) UNRWA（国連難民救済機関）への拠出金削減

第2節 2009年以降のパレスチナ

ii) テイラー・フォース法 (2018年)

「殉教者基金」 →イスラエルへの攻撃者（殉教者）や囚人の家族に対し、自治政府からの生活費支給制度

第2節 2009年以降のパレスチナ

米国の論理：これはテロへの報酬かつテロの推奨

制裁措置：支援の停止 → この給付制度を廃止を拒否、米国から自治政府への経済援助を原則停止

第2節 2009年以降のパレスチナ

- ウ) 「世紀のディール」とアブラハム合意 (2020)
 - a) トランプ版和平案「世紀のディール」
 - i) 内容：経済的利益と引き換えの政治的降伏
 - ・西岸地区30%のイスラエル併合容認
 - ・パレスチナ「国家」の非武装化と主権制限（国境・領空権なし）
 - ii) 反応：アッバースによる即時拒絶

○

第2節 2009年以降のパレスチナ

b) 「アブラハム合意」による孤立化

- i) イスラエルと湾岸諸国の国交正常化
- ii) 構造転換：「パレスチナ問題解決が先」というアラブ側の原則（アラブ・イニシアティブ）の崩壊
- iii) 背景：対イラン包囲網と経済利益の優先

c) 結末 → パレスチナは領土・経済・外交のすべてにおいてかつてない窮地へ

第3節 ガザ紛争

ア) バイデン政権の限界と「10.7」の衝撃

　a) 紛争前の米国の姿勢

　　i) バイデンの矛盾 → 「二国家解決」を支持
も、イスラエルへの圧力（軍事援助のカード）
は放棄

→大使館はエルサレムに維持、実質的にイスラ
エルの現状変更を黙認

第3節 ガザ紛争

b) 2023年10月7日の急襲

- i) ハマスによる「アル＝アクサ洪水」作戦
→ 音楽イベント等を襲撃、無差別銃撃と拉致を実行（遺体260体以上、多数の人質）
- ii) 米国の対応：イスラエル全面支持と抑止
→ 「米国はイスラエルの味方」と明言、空母打撃群を派遣（イラン等の介入阻止）

第3節 ガザ紛争

イ) 「完全な包囲」とダブルスタンダード(~2024)

a) イスラエルの報復：ガザ殲滅戦

i) 「完全な包囲」の宣言 → 水・食料・燃料・電力を遮断「兵糧攻め」と、逃げ場のない密集地への空爆

ii) 一時休止の失敗 (2023.11)

→ 7日間の停戦と人質交換、決裂後に攻撃範囲がガザ全土へ拡大

第3節 ガザ紛争

b) 西側諸国の倫理的敗北

- i) ダブルスタンダード（二重基準）への批判
→ロシア（ウクライナ侵攻）は非難も、イスラエルの行動は黙認
- 「国際法」の機能不全が露呈

第3節 ガザ紛争

ウ) トランプ再登板と強制された平和 (2025年)

a) 人道的破局とジェノサイド認定

i) UNRWAの告発 (2025.5) → 「飢餓」を戦争の武器として使用故の社会基盤の壊滅

ii) 国連調査委の結論 (2025.9)

→イスラエルの行動を「ジェノサイド（大量虐殺）」と認定（死者約6万5千人）

第3節 ガザ紛争

b) トランプ主導の強制和平

i) 和平案「第1段階」の承認 (2025.10)

→トランプ政権の強力な介入により、ネタニヤフ政権が停戦を受諾

ii) 国際管理体制の構築

→米軍監視部隊（200名）の周辺国派遣と、安保理決議によって「平和評議会」設置

第3節 ガザ紛争

c) 終わらない悪夢

i) 書類上の停戦と現実の乖離

→停戦発効後も散発的戦闘継続、死者は7万人を突破

終章：今後の展望

ア) パレスチナ側の主張：「正当な抵抗」

a) 10.7攻撃の定義

i) 主体：ハマス単独ではなく、「民族解放運動の連合軍」

ii) 性質：国際法上の「占領下の人々の抵抗権」の行使

iii) 目標：周辺の軍事拠点（12カ所）の制圧が第一

終章：今後の展望

b) 「虐殺」報道への反論

i) 民間人犠牲の原因 →イスラエル軍の無差別な反撃（建物ごとの砲撃）の可能性有

ii) 動機 →ユダヤ人憎悪ではなく、故郷への帰還を目標の「解放闘争」

終章：今後の展望

イ) イスラエル側の主張：「自衛戦争」

a) 法的立場：占領の否定

→2005年の撤退により「占領」は終了済との解釈

→国内問題ではなく、敵対勢力との「武力紛争」と定義

終章：今後の展望

b) 戦略の転換

→「芝刈り（封じ込め）」から「ハマスの完全破壊」へ

c) 民間人被害の責任

→居住区を軍事利用するハマスによる「人間の盾」が原因と主張

→大規模破壊は「軍事的合理性」の範囲内と正当化

終章：今後の展望

ウ) 結論：パレスチナを支持

a) 抵抗の正当性

→16年以上の封鎖による「尊厳の剥奪」への抵抗は正当

→2014年以降若者の自殺急増

→絶望の現実